

料金後納
郵便

親展



重要 社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書
年末調整・確定申告で必要になる、大切なお知らせです。

差出人 **日本年金機構** 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号
Japan Pension Service

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先
〒

社会保険料控除の申告の際は、こちらから取り取ってご利用ください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
住 所

令和3年中(令和3年1月1日から令和3年9月30日まで)に納付された国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証 明 日 令和3年10月1日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長



【令和3年中の納付済保険料額】

- ◎社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ
 - 「③合計額」を申告してください。
ただし、「③合計額」に記載がない方は、「①納付済額」を申告してください。
 - 10月1日から12月31日までに、「①納付済額」または「③合計額」以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付し申告してください。

①納付済額	納付済保険料の証明額	円
②見込額	10月1日から12月31日までに納付が見込まれる保険料額	円
③合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12								

- 「済」は令和3年中に納付された月を、「見」は令和3年中に納付が見込まれる月を示しています。
- 口座振替による納付の場合、11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

令和3年1月1日から令和3年9月30日までに納付された保険料額です。

以下の場合には表示されません。
・国民年金第1号被保険者ではない場合
・令和4年3月または令和5年3月までの保険料を前納されている場合
・保険料の未納期間がある場合 など

音声コード

※上のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

2110 XXXX XXX X

